

関自監貨第325号の2
関自貨第1120号の2
関自保第195号の2
令和2年11月27日

一般社団法人 東京都トラック協会長 殿

関東運輸局長

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底願います。

公 示

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

平成21年9月30日付け、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和2年11月27日

関東運輸局長	河村 俊信
東京運輸支局長	伊藤 義久
神奈川運輸支局長	中澤 延夫
埼玉運輸支局長	菅谷 好孝
群馬運輸支局長	石川 雄司
千葉運輸支局長	五十嵐 康夫
茨城運輸支局長	磯田 久
栃木運輸支局長	中里 直之
山梨運輸支局長	荷見 雄二

記

別紙新旧対照表のとおり改める。

附 則（令和2年11月27日 関自監貨第325号、関自貨第1120号、関自保第195号）

- 1 この基準は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」新旧

新	旧
<p data-bbox="250 336 990 368">物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="134 406 1106 512">貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="472 553 947 882"> 平成21年 9 月 3 0 日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成24年 4 月 1 3 日 一部改正 平成25年 9 月 2 0 日 一部改正 平成29年 1 月 1 6 日 一部改正 平成30年 4 月 1 6 日 一部改正 令和 元年10月31日 <u>一部改正 令和 2年11月27日</u> </p> <p data-bbox="624 954 1079 1283"> 関東運輸局長 神谷 俊広 東京運輸支局長 矢田 淑雄 神奈川運輸支局長 石橋 健 埼玉運輸支局長 上岡 一雄 群馬運輸支局長 栗本 久 千葉運輸支局長 飯村 勉 茨城運輸支局長 鬼沢 秀通 栃木運輸支局長 四月朔日 功一 山梨運輸支局長 春原 俊男 </p> <p data-bbox="607 1324 640 1353">記</p> <p data-bbox="172 1426 1111 1455">貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年</p>	<p data-bbox="1247 336 1986 368">物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="1131 406 2103 512">貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1467 553 1942 844"> 平成21年 9 月 3 0 日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成24年 4 月 1 3 日 一部改正 平成25年 9 月 2 0 日 一部改正 平成29年 1 月 1 6 日 一部改正 平成30年 4 月 1 6 日 一部改正 令和 元年10月31日 </p> <p data-bbox="1619 954 2074 1283"> 関東運輸局長 神谷 俊広 東京運輸支局長 矢田 淑雄 神奈川運輸支局長 石橋 健 埼玉運輸支局長 上岡 一雄 群馬運輸支局長 栗本 久 千葉運輸支局長 飯村 勉 茨城運輸支局長 鬼沢 秀通 栃木運輸支局長 四月朔日 功一 山梨運輸支局長 春原 俊男 </p> <p data-bbox="1601 1324 1635 1353">記</p> <p data-bbox="1169 1426 2107 1455">貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年</p>

法律第83号。以下「法」という。)第33条(法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「平成16年通達」という。)は、廃止する。

1～2 (略)

3 違反点数制度

(1)～(3) (略)

(4) (3)による違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁等を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

①～③ (略)

④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、又は大型自動車等無資格運転がないこと。

(5)～(7) (略)

4 (略)

5 事業停止処分

(1) (略)

(2) (1)のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所(以下「処分対象営業所」という。)は、原則として、次の表のとおりとする。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
①	一の管轄区域に係る違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が30点以下	当該違反営業所等

法律第83号。以下「法」という。)第33条(法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「平成16年通達」という。)は、廃止する。

1～2 (略)

3 違反点数制度

(1)～(3) (略)

(4) (3)による違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁等を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

①～③ (略)

④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反がないこと。

(5)～(7) (略)

4 (略)

5 事業停止処分

(1) (略)

(2) (1)のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所(以下「処分対象営業所」という。)は、原則として、次の表のとおりとする。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
①	一の管轄区域に係る違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が30点以下	当該違反営業所等

	の事業者について、違反営業所等に270日車以上の処分日車数を付された場合	
②	一の管轄区域に係る累積点数が31点以上の事業者について、違反営業所等に180日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
③	違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が51点以上80点以下となった場合	当該違反営業所等の所在する管轄区域内の全ての営業所（ <u>5</u> （1）各号、（2）①及び②の処分対象営業所を除く。）

(注1) (略)
(注2) (略)

(3) ~ (9) (略)

(10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(8)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等（自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該運転者が第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(11) (略)

(12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(8)又は(10)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

	の事業者について、違反営業所等に270日車以上の処分日車数を付された場合	
②	一の管轄区域に係る累積点数が31点以上の事業者について、違反営業所等に180日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
③	違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が51点以上80点以下となった場合	当該違反営業所等の所在する管轄区域内の全ての営業所（ <u>①</u> 及び <u>②</u> の処分対象営業所を除く。）

(注1) (略)
(注2) (略)

(3) ~ (9) (略)

(10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(8)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等（自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該運転者が第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(11) (略)

(12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(8)又は(10)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)
(13) (略)

6～8 (略)

附 則 (略)

附 則 (令和2年11月27日 関自監貨第325号、関自貨第1120号、関自保第195号)

- 1 この基準は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

② (略)
(13) (略)

6～8 (略)

附 則 (略)

(新規)